

自治体の私債権の管理・回収における 消滅時効を巡る諸問題

超高齢化社会が到来し、独居高齢者が住宅使用料や水道料金などを滞納したままとなるケースも相次いでいます。当事者間の合意に基づいて発生する「私債権」は、民法または商法で定める時効期間の経過と債務者による時効の援用により消滅されています。こうした中で債権関係の規定を見直した民法（債権法）が令和2年4月に施行されました。市町村にはどのような影響があるのでしょうか。A町総務課長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみましょう。

A町総務課長Bさん 当町に公営住宅の住宅使用料及び水道料金を滞納している住民がいます。調査したところ、滞納者は既に亡くなつていたため、相続人である長男に対しても催告書を送付しているのですが、応答がないまま推移し、最近、消滅時効期間を経過してしまつてることが確認されました。当町では、債権管理条例を定めており、消滅時効期間が満了した債権については債権放棄ができる旨の規定があるため、今後の検討しておりますが、進めてよいでしょうか。

弁護士 前提として、公営住宅の住宅使用料及び水道料金の消滅時効については、私債権として民法の定めに従うことになりますが（注1）、消滅時効期間等については、令和2年施行の改正民法（注2）による影響を受けております。この点はしつかりキヤツチアップされていきますか。

Bさん はい。改正された民法第166条第1項第1号により、債権の原則的な消滅時効期間は、権利行使することができることを知ったとき（主観的起算点）から5年とされ、また短期消滅時効が廃止されています。これにより公営住宅の住宅

使用料及び水道料金のいずれについても消滅時効期間は5年となっていますが、経過措置規定があります（注3）。本件では、水道料金については、改正前の短期消滅時効が適用されますので、消滅時効期間は2年となります（注4）。

弁護士 改正民法にもしっかりと対応されていますね。ところで、本件では、いずれの債権も既に消滅時効期間が経過しているとのことです。が、これまでの債権回収業務において、時効の更新（民法改正前は「時効の中斷」）のための措置はとつてはまかっただけでしょうか。

Bさん 被相続人である滞納者に催告書を送付していたほか、債権管理台帳の交渉記録によれば、滞納者は電話で「支払いが遅れています」と発言していました。記録が残っていますが、実際には支払いがないまま推移しており、債務承認誓約書などの書面は取り付けておりません。ところで、交渉記録によれば滞納者は口頭では債務を認めているので、この点をもつて時効の更新（中断）事由があると判断することはできないでしょうか。

弁護士 債務の承認があれば、消滅

A portrait photograph of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a dark tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

下矢 洋貴
(しもや・ひろたか)
平成18年北海道大学大学院法学研究科修了。
19年札幌弁護士登録

A formal portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

佐々木 泉顕
(ささき・もとあき)

- 北海道町村会顧問
- (一社) 札幌市医師会
顧問
- 北海道教委員会顧問

弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西 11 丁目 大通藤井ビル 6 階
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188

債務の承認には、法律上特に定められた方法・様式はなく、書面ではありません。以上が法的な一般論ですが、すれば、消滅時効は更新（中断）します。債務者が口頭で承認したという内部自治体の実務・運用としては、単に記録だけで、時効の更新（中断）事由としての承認があつたとして取り扱うべきではないと考えます。

債務者側がそのような発言をしたかどうかについては、裁判等で争いになつた場合、自治体側でこれを客観的に立証する必要がありますが、職員作成の内部記録のみでは立証に困難が生じます。本件の滞納者は既に亡くなつているのであれば、その真偽の証明はなおさら困難です。本来であれば、債務を承認しているのなら、その時点で債務承認書や分割納付誓約書を手配すべきであつて、これがないのであれば、債務承認に

よる時効の更新（中斷）事由は存在しないものとして扱うのが無難です。

Bさん わかりました。時効の更新（中斷）事由はないという前提で進めたいと思います。そうすると、本件各債権は、滞納者の相続人である長男からの応答が特にないま消滅時効期間が経過しているため、債権管理条例に基づき債権放棄をすることで進めてよいでしょうか。

弁護士 私債権の場合、消滅時効期間が経過しただけでは債権は当然には消滅せず、債務者による時効の援用があつて初めて債権が消滅します。すなわち、時効期間経過後で実質的見地からの放棄理由も考慮すべきであり、この場合、単に債務者から応答がないという漠然とした事

情のみでは、安易に債権放棄をすべきではなく、可能な限りの調査及び債権回収を尽くしたうえで、援用可能な性等も併せて考慮する運用とすべきです（注5）。

Bさん わかりました。債務者との面談や財産調査などを行い、再度、徴収に向けた努力をしたいと思います。ところで、この場合の実際の債権回収に際し、債務者に対して、既に消滅時効期間を経過していることを積極的に教示しなければならないでしょうか。

弁護士 自治体職員の責務は債権の保全・回収である以上、債権の消滅につながり得る時効の援用についてこれを積極的に教示すべき義務があることはいえません。一方で、自治体においては、住民福祉の促進を図る（注6）、援用は法的に認められた制度であつて、これを告知することは单

に権利行使の機会を説明したに過ぎないものであることから、教示したことでも違法となるものではありません（注7）。すなわち、教示して自治体の裁量により決せられることになります。現状の自治体実務としては、時効期間が経過した債権について教示をせず、あえて訴訟手続きを行つてまで回収を図ることは一般的には行われません。そのうえで、教示するか否かは、従前の催告や折衝の状況、債務者の収入状況、債権の性質や滞納額、他の債務者への影響等を総合考慮して判断することになります。

注1 水道（上水道）料金債権について最高裁判所平成15年10月10日決定等、公営住宅の住宅使用料については最高裁判所昭和59年12月13日判決等によりそれぞれ私債権と解されている。

注2 令和2年4月1日施行「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」

注3 改正民法附則第10条（時効に関する経過措置）第4項により、施行日前に生じた債権の消滅時効期間については旧民法が適用される。

注4 改正前民法第173条第一号

注5 地方自治法第240条第2項により、債権を保全し、取立てに関して必要な措置を取ることは自治体職員の法的義務であつて、理由もなく放置することは住民監査請求、住民訴訟等

の対象になり得るものであるから、債権管理条例に基づき債権放棄をする場合にもかかる見地からの検討をふまえた運用をすべきである。(現)時に効援用の見込み等を要件としている条例もある。

注6 地方自治法第1条の2第1項は、自治体の住民の福祉の増進を図ることを自治体の役割ととしている。事案の経緯によつては、住民の無

知に乘じて殊更に取り立てる行為は、かかる公的役割や品位に即さない場合もあり、留意をするべきである。